



# 組合規約の一部を改正 保険料・療養付加金の足切り額について

平成25年度の事業計画、予算などを審議する第151回通常組合会が去る平成25年2月28日(木)に開催され、規約の一部改正が承認されました。平成25年4月分より保険料(医療分、後期高齢者支援金分、介護分)、療養付加金の足切り額に改正がございましてお知らせいたします。

平成25年度予算編成について：平成24年度は診療報酬改定があり、医科1・55%、歯科1・70%、調剤0・46%のプラス改定となりましたが、本組合においては保険給付費が急増し、療養給付費は4月から11月までの診療分で、対前年1億221万円増(8・99%増)となり、さらに、高額療養費は12月末現在2,467万円増(30・21%増)、傷病手当金が713万円増(39・87%増)となっており、予算超過が危惧されております。また、国庫補助金が平成23年度において国の都合で過大に交付され、その分が平成24年度には返納金となって8

千万円超の支出となり、12月末現在の推計で平成25年度への繰越見込額が2億3,000万円となっており、25年度予算の財源不足が現実視されております。平成25年度の予算編成における重点項目は、24年度から急増傾向の療養給付費、療養費、高額療養費、傷病手当金等の予算を確保することと、本組合のためではなく制度に貢献する部分としての後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金等に対応することになります。その財源確保のために、別途積立金を1億円繰り入れた上で、平成18年度から7年間据え置いております医療分月額保険料を平均79・2円程度値上げする必要性が生じました。更に後期高齢者支援金分保険料を支援金納付額に見合う分に改正させていただきたく存じます。平成25年度は、前年度におけるこれまでにならぬ保険給付費の増高に対応できる予算とするために、別途積立金を一部繰り入れて組合

員の負担増をできる限り少なくするように努めました。今後、社会保障制度改革国民会議等での議論等の結果により、本組合の運営の在り方も保険料を含めて検討することとなります。

医療分保険料について：財政運営の根幹である医療分月額保険料は、組合員1,000円増、家族500円増と改正いたします。被保険者数の推計では、伸び率が23年度0・993012、24年度推定0・999535の状況から、伸び率0・996567の算定数といたしました。

後期高齢者支援金保険料について：後期高齢者支援金は、1人当たり負担額は対前年2,955円増の52,477円で、0歳から74歳までの全ての被保険者が原則として同額負担することになります。支援金納付額は23年度の精算分を差し引いても、3,658万円増の8億8,023万円となりました。支援金の1人当たり月額保険料は

## 第151回 組合会で承認された保険料、療養付加金の改正内容

※平成25年4月分保険料より

医療分保険料 (1人当たり、月額)	
第1種組合員 (事業主)	20,000円 ⇒ 21,000円 (改正)
第2種組合員 (勤務医)	15,000円 ⇒ 16,000円 (改正)
第3種組合員 (衛生士、助手等)	9,000円 ⇒ 10,000円 (改正)
家 族	6,000円 ⇒ 6,500円 (改正)
後期高齢者支援金分保険料 (1人当たり、月額)	
第1種組合員 (事業主)	5,000円 ⇒ 5,400円 (改正)
第2種組合員 (勤務医)	4,000円 ⇒ 4,300円 (改正)
第3種組合員 (衛生士、助手等)	2,800円 ⇒ 3,000円 (改正)
家 族	1,800円 ⇒ 2,000円 (改正)
介護分保険料 (1人当たり、月額)	
40歳以上65歳未満の被保険者	3,300円 ⇒ 3,500円 (改正)

※平成25年4月診療分より

療養付加金の足切り額		
組合員の保険給付及び家族の入院給付の自己負担分について、レセプトごとに足切り額12,000円を差し引き、残りの額から100円未満を切り捨てた額を還付	⇒	組合員の保険給付及び家族の入院給付の自己負担分について、レセプトごとに足切り額25,000円を差し引き、残りの額から100円未満を切り捨てた額を還付 (改正)

均等割とすれば3,070円となり、本組合では組合員の種別・家族別に定めており、月額保険料は第1種組合員400円増、第2種組合員300円増、第3種組合員及び家族200円増と改正させていただきます。

介護保険料については40歳以上64歳未満の被保険者(第2号被保険者)の方に負担いただくこととなります。療養付加金の足切り額については、国から補助金を受けている国保組合が、補助金を受

は、第2号被保険者1人当たり納付額59,800円で、434円増となり、2年前の精算分を加えて、対前年399万円増の3億9,810万円となります。本年度の保険料1人当たり月額額は、200円増の3,500円に改正させていただきます。

療養付加金の足切り額については、国から補助金を受けている国保組合が、補助金を受

けられない健保組合よりも多額の付加給付をしているとの批判のあることから、25年度からは足切り額を健保組合の基準に合わせて、これまでの12,000円から25,000円に改正いたします。

院長先生をはじめ、ご家族、従業員の皆様方におかれましては、組合の現状をご理解いただき、保険料、療養付加金の足切り額の改正についてご承知おきをお願いいたします。